

令和 8 年度池田市英語教育推進事業に係る
外国人英語指導助手派遣業務委託プロポーザル実施要領

令和 8 年 2 月

池田市教育委員会

1 公募の目的

池田市教育委員会では、子どもたちの英語による実践的コミュニケーション能力の向上と豊かな国際感覚を養うことを目的に、外国語教育を補助する「外国人英語指導助手」を、市立認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校に配置する。

その際、確かな指導力と豊かな人間性を備えた優秀な人材を配置することによって、質の高い外国語教育を実施することができるよう、外国人英語指導助手を派遣する事業者（派遣元）（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定する。

本要領は、事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、契約を行うために必要な事項を定めたものである。

2 派遣業務の概要

(1) 業務名

池田市英語教育推進事業に係る外国人英語指導助手派遣業務委託

(2) 就業場所

池田市立認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校

(3) 業務内容

池田市立認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校への外国人英語指導助手の派遣

※詳細は「池田市外国人英語指導助手派遣業務仕様書」（以下「仕様書」）の通り

(4) 派遣期間

令和8年4月1日から、令和9年3月31日まで

※業務内容が良好な場合、1年間の派遣期間を上限に契約を更新する場合があり

ます。なお、更新回数は2回を上限とし、施策の見直し等により事業が廃止・

休止となった場合は、評価にかかわらず更新しないものとします。

(5) 委託上限額

年額 32,986,800円（税込）

3 委託事業者選定方針

仕様書による業務を、適正かつ効果的に実施する提案内容であるとともに、これを実行するに必要な能力を有する事業者であること。

4 公募参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされていないことおよびその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものも含む。）。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申立をしていないこと。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けていない場合を除く。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。また、これらの者と下請負契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (6) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び、各省庁が作成した個人情報保護に関するガイドライン、池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）を遵守することができること。
- (8) 地方公共団体からの委託により、本業務と同等の業務の履行実績があること。
- (9) 外国語教育における指導について、質の高い人材の安定的な供給が可能であること。

5 実施スケジュール

No.	年 月 日	曜日	時間	内 容
1	令和8年2月 5日	木		実施要領・仕様書等の公表※1
2	令和8年2月12日	木	17時まで	説明会参加申込の締め切り
3	令和8年2月16日	月	13時から	提案者向け説明会 ※2
4	令和8年2月16日	月	説明会終了後から	質問の受付
5	令和8年2月19日	木	17時まで	質問の締め切り※3
6	令和8年2月20日	金		質問への回答
7	令和8年2月26日	木	17時まで	企画提案書類の締め切り
8	令和8年3月 3日	火	10時から	審査（プレゼンテーション）※4
9	令和8年3月 6日以降（予定）			結果通知
10	令和8年4月 1日（予定）			契約締結

※1 実施要領・仕様書・各種様式等は、市のホームページに掲載します。

※2 提案者は必ず参加してください。口頭、電話による申込みは受け付けません。

※3 電話及び直接来庁による質問には応じません。

※4 審査の時程等については、企画提案書類提出の事業者に対し、別途連絡します。

6 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き・提出書類等は、以下の通りです。

(1) 提出書類 及び 提出締切

提出書類	提出締切
ア 説明会参加申込書	2月12日（木） 午後5時
イ 企画提案（プロポーザル）応募申請書（様式2）	
ウ 法人・団体の概要 ※業務内容含む（様式3）	
エ 企画提案書 ※自由書式、内容任意 池田市外国人英語指導助手派遣業務仕様書記載の業務 を実施するための企画について、仕様書の内容に沿い、 次の事項を含め提案すること。 ①業務の基本方針 ※業務目的を理解したうえで、本事業の基本方針を提案す ること。 ②業務の内容 ※事業実施手順、指導内容、使用する教材・指導案などを 具体的に提示すること。 ③業務の実施体制 ※派遣人材の登録条件（採用条件） 派遣人材に対する研修の体制・内容・計画 学校園所現場へのフォローワーク体制・方法（トラブル対応を 含む） 市教育委員会との連絡体制 等 ④その他 提案業者による特徴的な取組の実績 過去3年間の学校園所への配置実績及び途中交代の発生 率 等	2月26日（木） 午後5時
オ 見積書（様式4）※自由書式、A4片面 ※消費税の額を記載してください。 ☆提案の上限金額 年額 32,986,800円（取引に係る消費税及び 地方消費税額含む）	
カ 当該業務に関連する個人情報保護等に関する対策がわか るもの	
キ 質問書（様式5）*任意	2月19日（木） 午後5時

(2) 提出方法

ア、キ … メールか FAX
イ～カ … 原本1部、副本8部（1部ごとファイル）を持参

(3) 提出先

ア、キ … 池田市教育委員会 学校教育推進課
メール：gk-suishin@city.ikeda.osaka.jp
FAX：072-754-1011（代表）
イ～カ … 池田市教育委員会 学校教育推進課
住所：池田市城南1丁目1－1 池田市役所5階

(4) その他

ア 及び キ を学校教育推進課へ送付後は、下記あて、確認の電話をお願いします。
TEL：072-752-1111（内線433）

7 提案者向け説明会

(1) 開催日時

令和8年2月16日（月） 午後1時から

(2) 開催場所

池田市中央公民館2階 会議室A
住所：池田市菅原町1－1

8 質問の回答

質問に対する回答は、説明会参加申込書に記載されたメールアドレスに、令和8年2月20日（金）に、回答を送信します。

9 審査方法

(1) 審査方針

池田市外国人英語指導助手派遣業務委託事業者選定委員会を設置します。

(2) 審査方法

(1)に規定する選定委員会において提案書類の審査、プレゼンテーションによる審査を実施し、提案内容、業務に対する遂行能力等を総合的に判断し、評価基準に基づき、選定委員会委員の採点の合計点により評価します。

(3) 契約候補者の決定

(2)の審査において、最高得点を得た事業者を契約候補者とします。最高得点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とします。選定委員会の平均点が200満点中120点に満たない者は、契約候補者に選定しません。なお、審査内容に係る質問や意義は一切受け付けません。

(4) 選定結果通知

結果は、令和8年3月6日（金）以降（予定）に、選定結果を示した結果通知書を送付します。

(5) プrezentationの実施

① 開催日及び場所 ※詳細については事業者ごとに設定し後日連絡します。

令和8年3月3日（火）午前10時から

池田市役所6階第5会議室

住所：池田市城南1丁目1番1号

② プrezentationの実施方法

ア 時間は1事業者あたり概ね20分とする。（説明15分、質疑5分）

イ 参加できる人数は1事業者あたり3人以下とする。

ウ プrezentationは提案書に基づき行うものとし、パソコンやプロジェクター・スクリーン等の持ち込み機器の使用は可とする。（プロジェクター・スクリーンはこちらで準備します。）

③ プレゼンテーションの評価基準及び配点

評価項目	評価の視点	点数	指標
業務の理解度	池田市が目指す事業の目的を理解し、英語教育の課題を踏まえた業務の方針が立てられているか	24	業務目的への理解 事業者としての方針
提案内容の的確性	業務実施手順や内容は妥当かつ本市仕様に沿っており、事業目的が達成できると見込まれる有効性の高い実施方法が提案されているか	24	事業実施手順・内容 教材 等
業務遂行能力	業務遂行能力(派遣する人材の質の担保)は妥当か 派遣する人材への研修プログラム等が組まれているか	30	人材登録（採用）基準 人材の指導実績 当該業務従業者数 研修の有無
事業者の信頼度、意欲、熱意	事業者の経営状態や人材供給力は健全と判断できるか 業務への意欲・熱意は十分か	24	人材の年度途中交替の発生率 仕様書内容をさらに強化する提案の有無
コスト	派遣する人数や回数、教材開発や教員支援などコスト面で優位と判断できる提案があるか	30	見積書の金額 人材派遣に付随する業務の提案内容
業務執行技術力	業務を適切に管理し、必要に応じ改善できる体制となっているか	24	市教育委員会や学校園所との連絡体制 人材の管理体制 人材の代替等への対応
配置実績	公立学校園所における十分な配置実績があり成果をあげているか	24	同種・類似業務の実績 公立学校園所・教育課程特例校への配置実績
法令順守企業方針	教育行政に対する理解、個人情報の取扱い、企業コンプライアンスに関する取り組み状況など	20	個人情報保護、パワハラ・セクハラ等の防止に関する研修の有無
合	計	200	

1 0 契約手続について

- (1) 契約候補者の決定後、提案書類の内容に基づき、池田市市教育委員会事務局と協議のうえ、業務内容を確定し、契約を締結します。その際、内容、金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 契約候補者と契約に至らなかった場合は、次点の事業者を契約候補者とすることがあります。
- (3) 予算の議決が得られない場合は、本業務の委託は実施不可能となることから、契約締結に至らない場合があります。その際、プロポーザル参加事業者の損害に対して、市は責任を負いません。
- (4) 契約の相手方は、この契約と同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。但し、契約候補者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結するならば免除とします。
- (5) 契約候補者は、契約（1件あたり500万円未満のものは除く）を締結する際に、池田市暴力団の排除に関する条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出してください。

1 1 その他の留意事項

- (1) 本件の参加にかかる費用は、全て参加者の負担とします。又、提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び、修正は認めません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (4) 提出書類は返却しません。（書類は適正に処理し、再使用はしない。）
- (5) 契約を履行する際の業務責任者は、団体の概要に記載した者とし、変更は原則認めません。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の者であると認めた場合に限り変更することができます。
- (6) 本件の参加において、企業連合といった2社（者）以上の事業者で構成される事業体での参加は受付しません。
- (7) 原則として委託業務の再委託はできませんが、部分的に再委託を必要とする場合は、企画書にその業務内容と再委託する業者名を記入し、その業者の団体の概要（様式は、契約候補者の団体の概要に準ずる。）を提出してください。
- (8) 本件に係る情報公開請求があった場合は、池田市情報公開条例に基づき提出書類を公開します。
- (9) 市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を依頼します。

1 2 別添資料

池田市外国人英語指導助手派遣業務仕様書

1 3 様式

- (1) 説明会参加申込書 (様式 1)
- (2) 企画提案（プロポーザル）応募申請書 (様式 2)
- (3) 法人・団体の概要 (様式 3)
- (4) 見 積 書 (様式 4)
- (5) 質 問 書 (様式 5)

1 4 問い合わせ先

池田市教育委員会 教育部 学校教育推進課

住 所：池田市城南1丁目1番1号（池田市役所5階）

Eメール：gk-suishin@city.ikeda.osaka.jp

電話番号：072-752-1111（代表）